

平成23年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等 に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果について

厚生労働省が「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「法」という。）に基づく対応状況等に関する全国の調査結果を公表したことから、介護高齢課では、これと併せて群馬県版を作成しました。その概要は次のとおりです。（詳細は「別紙」参照）

1 養介護施設従事者等による高齢者虐待

(1) 市町村における対応状況等

相談・通報対応件数は9件（H22 0件）で、うち虐待の事実が認められた事例は1件でした。

(2) 群馬県における対応状況等

相談・通報対応件数は4件（H22 1件）で、うち虐待の事実が認められた事例は0件（H22 0件）でした。

※ 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況については、法第25条の規定に基づき、県ホームページを通じ公表します。

2 養護者による高齢者虐待（市町村における対応状況等）

(1) 相談・通報対応件数は292件でした。（H22 295件 3件減少）

(2) 事実確認の結果、虐待の事実が認められた事例は170件（被虐待高齢者数は190人）でした。
（H22 184件（被虐待高齢者数206人） 14件減少）

(3) 虐待の種別・類型

「身体的虐待」71.8%（H22 69.0%）、「心理的虐待」30.6%（H22 27.7%）、「経済的虐待」28.8%（H22 19.6%）、「介護等放棄」25.3%（H22 29.9%）等となっています。

(4) 虐待者との関係

「息子」49.0%（H22 50.9%）、「娘」17.5%（H22 13.6%）、「夫」11.8%（H22 12.3%）等となっています。

3 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

高齢者虐待防止法施行後6年を経過して、体制整備及び取組みが進みつつあり、「対応窓口部局の住民への周知」「地域包括支援センター等関係者への研修」が77.1%の市町村で実施済みとなっています。一方、「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組については上昇しているが、10市町村（28.6%）（H22 6市町村）と3割未満に止まっており、市町村において今後特に積極的な取組みが望まれます。

県では、法の施行に伴い、国・地方公共団体を通じた高齢者虐待の防止に対する体制整備が求められている観点から、市町村に対する助言や援助を積極的に行うほか、関係機関や民間団体を通じた連携の強化、支援体制の整備に努めています。

別紙

平成23年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果

平成23年度群馬県内における「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という。）」に基づく対応状況等に関する調査結果の概要は以下のとおりであった。

1 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設も含む）、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養介護施設従事者等」とは

- ・「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

1・1 市町村における対応状況等

(1) 相談・通報対応件数（表1）

県内35市町村で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、9件であった。平成22年度は0件であった。

表1 相談・通報件数

	23年度	22年度	増減
件数	9	0	9

(2) 相談・通報者

相談・通報者の内訳は、「家族・親族」1人、「当該施設職員」1人、「医師」1人、「警察」1人、「その他（他市役所職員、友人等）」4人、「不明（匿名を含む）」1人であった。

(3) 事実確認・虐待の状況

訪問調査等の事実確認を行った結果、虐待の事実が認められた事例は1件であった。

1・2 群馬県における対応状況等

(1) 相談・通報対応

群馬県が直接、通報・相談を受けた事例は4件あった。平成22年度は1件であった。相談・通報者の内訳は、「家族・親族」1人、「当該施設職員」3人であった。

(2) 事実確認の状況

訪問調査等の事実確認を行った結果、虐待の事実が認められた件数は0件であった。

なお、市町村から虐待の事実が認められた事例1件（1. 1 (3)）について報告があった。

(3) 群馬県における公表

養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合は、法第25条の規定に基づき、県HPを通じて公表する。(表2)

表2 群馬県における養介護施設従事者等による虐待の状況

○ 虐待の件数	1件
○ 虐待の状況	
・被虐待者の性別	女
・被虐待者の年齢階級	90～94歳
・被虐待者の要介護度	要介護3
・虐待の種別	身体的虐待・心理的虐待
・虐待のあった施設、事業所の種別	介護老人福祉施設
・虐待を行った従事者の職種	介護職員
・虐待に対して取った措置	指導及び改善計画の提出

2 養護者による高齢者虐待についての対応状況等 (市町村における対応状況等)

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。

(1) 相談・通報対応件数 (表3)

県内35市町村で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、292件であった。平成22年度は295件であり、3件(△1.0%)減少した。

表3 相談・通報件数

	23年度	22年度	増減 (%)
件数	292	295	△3 (△1.0%)

(2) 相談・通報者 (表4)

「介護支援専門員・介護保険事業所職員」が39.4%と最も多く、次いで「家族」が12.7%、「警察」が11.0%であった。

表4 相談・通報者 (複数回答)

	介護支援専門員・介護保険事業所職員	近隣住民・知人	民生委員	被虐待本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他	不明	合計
人数	115	18	23	26	37	2	15	32	29	3	300
構成割合 (%)	39.4	6.2	7.9	8.9	12.7	0.7	5.1	11.0	9.9	1.0	—

(注1) 相談・通報者には重複があるため、内訳の合計は相談・通報総数292件と一致しない。
 (注2) %は相談・通報対応件数292件に対する割合であるため、100%にならない。

(3) 事実確認の状況 (表5)

「事実確認調査を行った」が95.0%、「事実確認調査を行っていない」が5.0%であった。事実確認調査を行った事例のうち、法第11条に基づく「立入調査を行った事例」は3.7%であり、「訪問調査を行った事例」が59.7%、「関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が31.6%であった。事実確認を行っていない事例の内訳は、「相談・通報を受理した段階で明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」が3.7%、「後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例」が1.3%である。

表5 事実確認の実施状況

	件数	構成割合 (%)
事実確認調査を行った事例	283	95.0
立入調査以外の方法により調査を行った事例	272	(91.3)
訪問調査を行った事例	178	[59.7]
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	94	[31.6]
立入調査により調査を行った事例	11	(3.7)
警察が同行した事例	1	[0.3]
警察に援助要請したが同行はなかった事例		
事実確認調査を行っていない事例	15	5.0
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	11	(3.7)
相談・通報を受理し、後日事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	4	(1.3)
合 計	298	100.0

(注) 事実確認の実施には、平成22年度の相談・通報事例のうち、平成23年度に入って対応を行ったものを含むため、合計件数は平成23年度の相談・通報件数と一致しない。

(4) 事実確認調査の結果 (表6)

事実確認の結果、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例 (以下「虐待判断事例」という。) の件数は170件であった。平成22年度は、184件であり、14件 (△7.6%) 減少した。

表6 事実確認調査の結果

	件 数	構成割合 (%)
虐待を受けた又は受けたと判断した事例	170	60.0
虐待ではないと判断した事例	46	16.3
虐待の判断に至らなかった事例	67	23.7
合 計	283	100.0

以下、虐待判断事例件数170件を対象に、虐待の種別・類型、被虐待高齢者の状況及び虐待への対応策等について集計を行った。

(5) 虐待の種別・類型 (表7)

「身体的虐待」が71.8%と最も多く、次いで「心理的虐待」が30.6%、「経済的虐待」が28.8%、「介護等放棄」が25.3%、「性的虐待」が1.2%であった。

表7 虐待の種別・類型 (複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
件数	122	43	52	2	49	268
構成割合 (%)	71.8	25.3	30.6	1.2	28.8	—

(注1) 虐待の種別・類型には重複があるため、内訳の合計は虐待判断事例総数170件と一致しない。

(注2) %は虐待判断事例総数170件に対する割合であるため、100%にならない。

(6) 被虐待高齢者の状況について

ア 性別及び年齢 (表8、表9)

性別では、「女性」が77.9%、「男性」が21.6%と「女性」が全体の約5分の4を占めていた。年齢階級別では、「80～84歳」が最も多くなっている。

表8 被虐待者の性別

	男	女	不明	合計
人数	41	148	1	190
構成割合 (%)	21.6	77.9	0.5	100.0

(注) 1件の事例に対し、被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例総数170件に対し、被虐待高齢者総数は190人であった。

表9 被虐待者の年齢階級

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
人数	22	29	26	51	29	30	3	190
構成割合 (%)	11.6	15.3	13.7	26.8	15.3	15.8	1.5	100.0

(注) 1件の事例に対し、被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例総数170件に対し、被虐待高齢者総数は190人であった。

イ 要介護認定者数 (表10)

被虐待高齢者190人のうち、介護保険の利用申請を行い「認定済み」の者が64.7% (123人) であった。

表10 被虐待者の要介護認定

	人数	構成割合 (%)
未申請	55	28.9
申請中	2	1.1
認定済み	123	64.7
認定非該当 (自立)	7	3.7
不明	3	1.6
合計	190	100.0

ウ 要介護状態区分及び認知症日常生活自立度（表11、表12）

要介護認定者123人における要介護状態区分は、「要介護2」が22.0%と最も多く、次いで「要介護1」が19.5%、「要介護3」が17.1%「要介護4」が14.6%の順であった。また、要介護認定者における認知症日常生活自立度「Ⅱ以上」の者は65.0%であり、被虐待高齢者全体（190人）の42.1%を占めた。

表11 被虐待者の要介護認定

	人数	構成割合 (%)
要支援1	15	12.2
要支援2	9	7.3
要介護1	24	19.5
要介護2	27	22.0
要介護3	21	17.1
要介護4	18	14.6
要介護5	9	7.3
不明	0	0.0
合計	123	100.0

表12 要介護認定者の認知症日常生活自立度

	人数	構成割合 (%)
自立又は認知症なし	20	16.3
自立度Ⅰ	20	16.3
自立度Ⅱ	47	38.2
自立度Ⅲ	20	16.3
自立度Ⅳ	10	8.1
自立度Ⅴ	3	2.4
認知症あるが自立度不明	3	2.4
自立度Ⅱ以上（再掲）	(80)	(65.0)
認知症の有無が不明	0	0.0
合計	123	100.0

注)「認知症あるが自立度不明」には、一部「自立度Ⅰ」が含まれる可能性がある。

エ 虐待者との同居・別居の状況（表13）

「虐待者と同居」が87.6%と、8割以上が虐待者と同居であった。

表13 被虐待高齢者における虐待者との同居の有無

	虐待者と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
件数	149	18	2	1	170
構成割合 (%)	87.6	10.6	1.2	0.6	100.0

オ 世帯構成（表14）

「未婚の子と同一世帯」が44.7%と最も多く、次いで「既婚の子と同一世帯」が24.7%であり、両者を合わせると69.4%と、7割近くが子と同一の世帯であった。

表14 世帯構成

	単身世帯	夫婦二人世帯	未婚の子と同一世帯	既婚の子と同一世帯	その他	不明	合計
件数	11	21	76	42	19	1	170
構成割合 (%)	6.5	12.4	44.7	24.7	11.2	0.5	100.0

カ 虐待者との関係（表15）

被虐待者からみた虐待者の続柄は、「息子」が49.0%と最も多く、次いで「娘」が17.5%、「夫」が11.8%の順であった。

表15 虐待者との関係（複数回答）

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人数	23	4	95	34	10	6	4	11	6	1	194
構成割合(%)	11.8	2.1	49.0	17.5	5.1	3.1	2.1	5.7	3.1	0.5	100.0

(注) 1件の事例に対し、虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例総数170件に対し、虐待者人数は194人であった。

(7) 虐待への対応策

ア 分離の有無（表16）

虐待への対応として「被虐待高齢者の保護と虐待者から分離を行った事例」が40.4%であった。一方、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」は51.6%であった。

表16 虐待への対応策としての分離の有無

	件数	構成割合(%)
被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離を行った事例	76	40.4
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	97	51.6
被虐待高齢者が複数で異なる対応	1	0.5
対応について検討、調整中の事例	8	4.3
その他	6	3.2
合計	188	100.0

(注) 虐待への対応には、平成22年度の虐待判断事例のうち、平成23年度に入って対応を行ったものを含むため、合計件数は平成23年度の虐待判断事例件数と一致しない。

イ 分離を行った事例の対応（表17）

分離を行った事例における対応は、「契約による介護保険サービスの利用」が46.1%と最も多く、次いで、「やむを得ない事由等による措置」が19.7%、「医療機関への一時入院」が15.8%であった。

表17 分離を行った事例の対応の内訳

	件数	構成割合(%)
契約による介護保険サービスの利用	35	46.1
面会の制限を行った事例	(3)	
やむを得ない事由等による措置	15	19.7
面会の制限を行った事例	(11)	
緊急一時保護	4	5.3
医療機関への一時入院	12	15.8
面会の制限を行った事例	(1)	
その他	10	13.1
合計	76	100.0

ウ 分離していない事例の対応の内訳（表18）

分離していない事例における対応では、「養護者に対する助言・指導」が42.3%と最も多く、次いで「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が24.7%、「その他」及び「見守り」が21.6%であった。

表18 分離を行っていない事例の対応の内訳（複数回答）

	件数	構成割合 (%)
養護者に対する助言・指導	41	42.3
養護者自身が介護負担軽減のための事業に参加	2	2.0
被虐待高齢者が新たに介護保険サービスを利用	17	17.5
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	24	24.7
被虐待高齢者が介護保険サービス以外のサービスを利用	5	5.2
その他	21	21.6
見守り	21	21.6
合 計	131	—

（注1） 構成割合は分離を行っていない事例97件に対するもの。

エ 権利擁護に関する対応

権利擁護に関する対応として、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用状況について把握した。成年後見制度については、「利用開始済み」は4件、「利用手続き中」が4件であり、この8件のうち市町村長申し立ての事例は1件であった。

一方、「日常生活自立支援事業の利用」は7件であった。

（8）虐待等による死亡事例

平成23年度において、「介護している親族による、介護をめぐって発生した事件で、被介護者が65歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例」のうち、市町村では把握している事例について情報提供を求めた。

ア 事件形態、事件数及び被害者数

「養護者の虐待（ネグレクトを除く）による被養護者の致死」が1件であった。

イ 被害者、加害者の性別及び続柄

被害者の性別は「男性」1人、年齢は「75-79歳」であった。

加害者の性別は「男性」1人、年齢は「40歳未満」、続柄は「息子」であった。

ウ 被害者の介護保険サービスの利用状況

被害者の介護保険サービスの利用状況は、「有」であった。

（注）上記事例は、平成24年2月2日に報道されている事例である。

3 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、平成23年度末の状況は、表19のとおりであり、高齢者虐待防止法施行後6年を経過して、体制整備及び取組みが進みつつある。

項目ごとの実施率をみると、「対応窓口部局の住民への周知」「地域包括支援センター等関係者への研修」が27市町村（77.1%）と高く、次いで「成年後見制度の市町村申立への体制強化」が25市町村（71.4%）と実施率が高かった。

一方、行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組については、上昇はしているものの、10市町村(28.6%)と3割未満であり、市町村において今後特に積極的な取組が望まれる。

表19 市町村における体制整備等に関する状況（平成23年度末現在）

		実施済み	未実施	22年度実施済み
対応窓口部局の住民への周知（H23度中）	市町村数	27	8	27
	構成割合（%）	77.1	22.9	77.1
地域包括支援センター等の関係者への研修	市町村数	27	8	23
	構成割合（%）	77.1	22.9	65.7
講演会や広報紙等による住民への啓発活動	市町村数	22	13	20
	構成割合（%）	62.9	37.1	57.1
居宅介護サービス事業者に法について周知	市町村数	24	11	20
	構成割合（%）	68.6	31.4	57.1
介護保険施設に法について周知	市町村数	20	15	17
	構成割合（%）	57.1	42.9	48.6
独自の対応のマニュアル、業務指針等の作成	市町村数	11	24	11
	構成割合（%）	31.4	68.6	31.4
「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	市町村数	23	12	24
	構成割合（%）	65.7	34.3	68.6
「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」構築への取組	市町村数	14	21	9
	構成割合（%）	40.0	60.0	25.7
「関係専門機関介入支援ネットワーク」構築への取組	市町村数	10	25	6
	構成割合（%）	28.6	71.4	17.1
成年後見制度の市区町村申立への体制強化	市町村数	25	10	18
	構成割合（%）	71.4	28.6	51.4
法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	市町村数	12	23	17
	構成割合（%）	34.3	65.7	48.6
老人福祉法による措置に必要な居室確保のための関係機関との調整	市町村数	19	16	23
	構成割合（%）	54.3	45.7	65.7
虐待を行った養護者に対する相談、指導等	市町村数	24	11	21
	構成割合（%）	68.6	31.4	60.0
必要なサービスを利用していない高齢者の権利擁護を図るための早期発見の取組等	市町村数	24	11	25
	構成割合（%）	68.6	31.4	71.4